

## テロ対策特別措置法の延長中止を求める意見書

2001年に制定されたテロ対策特別措置法は、これまで3回の延長を繰り返してきた。今年11月1日に期限を迎えるに当たり、4度目の延長の是非が、国内外の大きな焦点となっている。

この法律に基づいて、自衛隊がインド洋に派兵を続けた6年間は、「テロ根絶」どころか、テロはむしろ拡大しているのが実態である。アフガニスタンの現状は、自爆攻撃や反政府勢力による攻撃が劇的に増加し、被害は民間人や外国人にも拡大しており、米軍主導の連合軍や北大西洋条約機構軍の攻撃による民間人の犠牲も国連事務総長などの国際機関によって報告されている。

インド洋における自衛隊による給油活動は、イラク戦争やアフガン戦争で多数の住民を殺害している「掃討作戦」と一体のものである。自衛隊が協力する米軍主導の「不朽の自由作戦」は、アフガニスタンだけでなくアフリカ北部など世界的に展開されており、地球規模での米軍支援に拡大している。

そもそもアフガン戦争は、国連の承認がないまま、アメリカが個別的自衛権の発動として一方的に開始されたものである。そこに「テロ対策」の口実で戦後初めて実戦に自衛隊を海外派兵し、集団的自衛権の行使に踏み込むことは、二重三重の憲法違反である。

アフガニスタンでは、南部地域や東部で復活するタリバンや、様々な反政府武装勢力を掃討するという、「9・11 テロ対策」という本来の目的からもかけ離れた戦争が展開されており、このような戦争に幾ら協力してもテロはなくなる。テロを根絶するには、国際的な司法と警察の力で犯人を捕捉、逮捕し、テロの温床となっている貧困などを国際的努力でなくすことこそ必要である。

よって、政府におかれては、テロ対策特別措置法の延長を中止し、自衛隊の派兵を直ちに中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

新潟市議会議長  
田 村 清

衆議院議長     あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
防衛大臣